

磐 監 第 227 号

令和元年 8 月 20 日

磐田市議会議長 寺 田 幹 根 様

磐田市監査委員 鈴木 得 郎

同 東 功 一

同 松 野 正比呂

定期監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和元年度

定期監査結果報告書  
(第2回)

磐田市監査委員

# 定期監査結果報告

## 1. 監査の対象、期間及び監査日

対 象		監 査 日	
部 課 名	期 間		
総 務 部	豊 田 支 所	平成 30 年 4 月 から 平成 31 年 3 月 まで	令和 元年 6 月 4 日
	豊 岡 支 所	平成 30 年 4 月 から 平成 31 年 3 月 まで	令和 元年 6 月 4 日
	福 田 支 所	平成 30 年 4 月 から 平成 31 年 3 月 まで	令和 元年 6 月 4 日
	竜 洋 支 所	平成 30 年 4 月 から 平成 31 年 3 月 まで	令和 元年 6 月 4 日
	総 務 課	平成 30 年 4 月 から 平成 31 年 3 月 まで	令和 元年 6 月 4 日
	職 員 課	平成 30 年 4 月 から 平成 31 年 3 月 まで	令和 元年 6 月 4 日
	情 報 政 策 課	平成 30 年 4 月 から 平成 31 年 3 月 まで	令和 元年 7 月 1 日
	危 機 管 理 課	平成 30 年 4 月 から 平成 31 年 3 月 まで	令和 元年 7 月 1 日
	市 民 課	平成 30 年 4 月 から 平成 31 年 3 月 まで	令和 元年 7 月 1 日

## 2. 監査の方法

提出された監査資料、関係帳票及び証ひょう書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務執行が関係法令に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

## 3. 監査の結果

監査した事務は、概ね適正に処理されていると認められたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられた。その監査結果の概要は、次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

### 【総務部 豊田支所】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

**【総務部 豊岡支所】**

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

豊岡支所屋上の携帯電話用無線基地局設置にかかる行政財産目的外使用料算定について、土地部分と建物部分の総額が消費税等の課税対象となるが、土地部分には課税していないため、目的外使用料が誤っていたので、算定根拠数値を十分確認し、適正に使用料を算定するよう要望する。

**【総務部 福田支所】**

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

**【総務部 竜洋支所】**

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

**【総務部 総務課】**

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

**【総務部 職員課】**

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

**【総務部 情報政策課】**

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

**【総務部 危機管理課】**

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

**【総務部 市民課】**

指摘事項

市民課で使用する郵券（切手）について、受払簿残数と在庫数との不一致が見受けられた。これは、受払簿の記載誤りと現物と受払簿の照合による在庫数の確認が行われていなかったことによるものである。郵券については、現金と同様な取扱いが必要であるので、厳正な管理をされたい。

所見（要望事項）

特になし